

1999. 9 Vol.7

NO.17

産廃振興財団ニュース

■適正な産廃処分場の建設に向けて
花嶋 正孝

■不法投棄原状回復事業
兵庫県篠山市

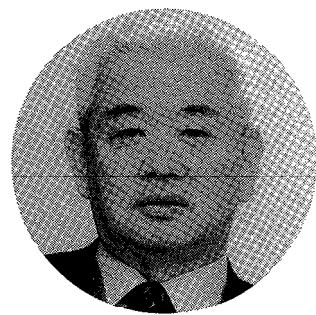
■第28回理事会開催
■第2回適正処理運営協議会開く
適正処理推進センター

■財団情報コーナー

寄 稿

適正な産廃処分場の建設に向けて

福岡大学教授 花嶋 正孝



廃棄物問題が社会的に大きい問題になって久しい。特に、廃棄物処理施設の設置に当っては市民の反応は敏感であり、殆ど「NO」の反応を示す。これは今迄に悪い事例があまりに多く報道されすぎたことと、廃棄物に対する汚染ポテンシャルの大きさに関係者が気が付くのが遅すぎたことによる。

近年、ダイオキシン類を始めとし環境ホルモン類の問題が社会を騒がせているが、これらによって漸く、一般市民は廃棄物の不適正な焼却や処分がいかに恐ろしいものであるかに気付き始めた。

一方、社会もこれら廃棄物を安全に処分する施設の重要性に気付き、日経連をはじめとした各種の社会団体は、廃棄物最終処分場は社会での必要不可欠な施設

であると位置付けるようになった。これら施設が住民に受け入れられるためには、排出者の責任主体を明らかにし、処分場に搬入された廃棄物によって生活環境が汚染された場合は、排出者の責任を徹底的に追求することが必要である。

年々新しく規制物質が増える時代もあり、ダイオキシン類、その他環境ホルモン物質に代表される微量物質が問題になる現在、これら廃棄物の処分を取り扱う企業の廃棄物に対する知識とこれを処理処分する特段の技術力の向上が望まれる。これらを担保するための公共の積極的な技術的・経済的支援が緊急に必要になってくる。

市民も最終処分場に対する正しい知識を持ってほしい。

兵庫県篠山市における不法投棄原状回復事業について



1 はじめに

篠山市は、古くからデカンショ節でも知られる風光明媚な城下町であり、兵庫市の中央東部に位置し、東は京都府と接している。今年4月に篠山町は多紀郡3町と合併し、篠山市（人口4.7万人）として新しく市政を始めているところである。

この篠山市において、今年6月に産業廃棄物（硫酸ピッチ）の入ったドラム缶の不法投棄事案が発生した。

兵庫県では、生活環境保全上の支障の除去のため、産業廃棄物適正処理推進センターに対して、廃棄物処理法に基づく原状回復基金制度の適用を要請するとともに、緊急的に不法投棄物を撤去した。当該事案については、産業廃棄物適正処理推進センターから撤去資金の出えんが認められ、同法に基づく原状回

復基金制度適用の第1号となったので、その概要を紹介する。

2 不法投棄事案の概要

(1) 発見日時

平成11年6月5日（土）
午前10時ごろ

(2) 場 所

兵庫県篠山市本郷ムクロジワカバヤシ85-2（多紀連山県立自然公園内、県道丹南三和線沿いの杉林急斜面）

(3) 不法投棄物

硫酸ピッチ（廃油の精製過程で生じる廃棄物で、強い酸性を呈する硫酸が含まれている。）

(4) 不法投棄物の量

ドラム缶36本

(5) 不法投棄現場の状況

県道の避難エリアから、硫酸ピッチの入ったドラム缶を谷部に向けダンプしたと推測

財団が、昨年7月に産業廃棄物適正処理推進センターの指定を受けて以降、初の適正処理推進センターの基金からの資金の出えんが行われました。

兵庫県篠山市における産廃の不法投棄に対し、兵庫県が、生活環境保全上の支障の除去の措置を行ったもので、早期の撤去が最も重要と考え、公告日数も僅か2日という短日数で撤去が行われたものです。

この機会に、他の府県（市）にも、是非お知らせしたいと考え、今回の篠山市における不法投棄原状回復事業を兵庫県にまとめてもらい、掲載するものです。

篠山市における産廃不法投棄状況
廃棄物は硫酸ピッチの入ったドラム缶
(平成11年6月7日)



兵庫県生活文化部環境局
環境整備課室長
(産業廃棄物対策担当)
岩本 文哉

され、ドラム缶が、20~30m下方の樹木に衝突、付近一面に硫酸ピッチが飛び散り、酸性の悪臭がたちこめていた。

また、折からの雨により、一部の廃液は雨水とともに谷川に流出し、現場直下の谷川の水は酸性を示していた。この谷川は、宮立川、友渕川を経て一級河川の由良川に注ぐ位

置にある。

3 対応状況

(1) 平成11年6月7日、緊急に現地調査を実施するとともに、周辺環境への影響を防止するため、直ちに道路側溝からの排水の遮断、防水シートによる雨水の浸透防止及び油吸着マットによる漏出物の吸着除去等の緊急措置を講じるとともに、谷川下流2ヵ所での水質監視を行った。

(2) 関係者による対策会議を設けるとともに、専門家による現地調査及び指導・助言を得て、今後の対応を協議した結果、今後の降雨によっては、これらの応急措置では限界があることが懸念されることから、早急な撤去が必要と判断した。

(3) このため、平成11年6月16日に廃棄物処理法第19条の5の規定に基づき、投棄物を撤去することを決定し、その旨の公告を6月14日に行った。

(4) 6月16日、午前8時30分から撤去作業を開始した。現場は、急傾斜の谷部であるため、重機が入ることができず、県道の片側を封鎖した上で、45t レッカー車により、ドラム缶を1本ずつ吊り上げる方法により撤去を開始した。しかしながら、ドラム缶から発生する強酸性のガスのため作業は困難を極め、同日午後5時40分に、ようやく、すべてのドラム缶及び飛散した硫酸ピッチの大半を撤去した。

(5) その後汚染土壌を回収する作業に入ったが、急傾斜地で



手作業による不法投棄物、汚染土砂等の回収状況

あることと作業員による手作業に頼らざるを得なかったため、回収作業は大変困難なものとなった。

また天気予報では、翌日午後から雨の予報であり、このため夜間照明を設置し、午後10時まで作業を続行した。

(6) 翌17日午前8時30分から、汚染土壌・汚染樹木を回収する作業を開始し、午後4時までにドラム缶65本分の汚染土壌及び汚染樹木10本を回収した。

(7) 汚染土壌を回収後、降雨の中で、高压洗浄水により投棄場所一帯を洗浄した。洗浄水は、汚泥吸水車で汲み上げ回収した。

作業終了は午後4時30分であった。

(8) 回収した硫酸ピッチ及び汚染土壌は、現場より中間処理施設に搬出し、石灰による中和後、焼却処理を行った。また、洗浄水も中和処理し、撤去作業はすべて完了した。

4 おわりに

自宅に不法投棄の情報が入ったのは、6月6日（日）の夜であった。電話では不法投棄の状況はハッキリしなかったが、緊急を要する事態であると感じたため、翌7日（月）朝一番に現地調査を実施し、県立公害研究所に投棄物の成分を分析依頼し、投棄物は硫酸ピッチであると判断した。

この硫酸ピッチの不法投棄は、人里離れた山奥の河川上流域で発生しており、梅雨時の降雨により飛散流出のおそれがあり、時間経過とともに環境汚染が拡大し、それに伴い、原状回復費用が増大することが予想された。こうなると、周辺関係地域も拡がり、関係住民の騒ぎも大きくなり、その対応に追われ、時間経過が次の仕事を呼ぶという悪循環に陥ることが予想された。このため、原状回復措置を実施するにしても、早期の不法投棄物の撤去が一番重要であると感じ、

廃棄物処理法に基づく原状回復基金制度の適用を要請するとともに、「事後処理は走りながら考える。」とのスタンスで対応した。この結果、公告日数も2日という短日数となり、通報から僅か10日で撤去を完了できた。

現在、原状回復措置が完了し、その感想をまとめると次のとおりである。

(1) 不法投棄が起こった場合、県、市ともに協力して撤去するといった組織の枠を越えた早期の対応が重要であり、普段から不法投棄事案が起こった場合を想定し、対応できる組織作りが重要であると感じた。今回は、篠山市から、不法投棄現場の土地所有者に対して撤去工事の事前承諾を得るなど全面的な協力がなされ、当県

は原状回復措置がスムーズに実施できたと考えている。

(2) 不法投棄される廃棄物の特徴として、①その廃棄物の処理施設が不足しているもの、②処理料金が高額なもの、③処理が困難なものが予想される。

硫酸ピッチは、この3つの特徴すべてに該当しており、全国的に硫酸ピッチ等の処理困難物を処理する施設が少なく、当県としては、撤去した硫酸ピッチの処分先の確保に苦労した。

このため、今後は、全国的に不足しているこのような産業廃棄物の処理施設の確保と全国的な不法投棄物の処理協力体制の構築が重要であると考えている。

(3) 投棄者については現在県警

で捜査しているが、事件報道後、他地域でも硫酸ピッチの不法投棄があるとの情報も寄せられており、投棄者の究明及び再発防止には全国的な情報交換が必要だと感じている。

最後になりましたが、撤去及び処理が早期に完了することができたのは、厚生省及び産業廃棄物適正処理推進センター並びに関係機関の絶大な協力の賜物であると深く感謝しております。

また撤去作業中に、(財)産業廃棄物処理事業振興財団 稲生適正処理推進部長、適正処理推進センター運営協議会 蔡本、紅谷両委員が現場に来られましたことを付記させていただきます。

第28回理事会開催

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

平成10年度の事業報告、収支決算承認される

財団の第28回理事会が6月22日、経団連会議室で開かれ、平成10年度の事業報告、収支決算報告および平成11年度産業廃棄物適正処理推進事業等の予算、さらに評議員等の選任が行われた。

会議に先立ち、来賓として厚生省産業廃棄物対策室仁井室長から挨拶があり、議長に財団太田理事長が選ばれ、審議に入った。

主な内容は次のとおり。

1 債務保証事業

- ・ 保証件数（一般債務）
新規、継続各1件、金額9億4千万円
- ・ 特定施設促進全国担当者会議
福岡市で開催、120名参加

2 助成事業

22件応募、14件選考審査の結果、傾斜回転床炉による燃えがらの表面溶融処理技術の画期的な開発を行った宮崎県延岡市の有限会社オイル・リサイクル（代表取締役 黒木周二）に決定。

3 振興事業

廃棄物処理展への出展、厚生省から委託調査—廃棄物処理センター整備基本計画、PCB廃棄物処理対策調査。環境事業団からの委託調査—産廃処理施設整備に係る技術開発等調査。

4 産廃適正処理推進センター事業

- ・ 適正処理推進センター指定
廃棄物処理法の規定により平成10年7月1日、厚生大臣より推進センターの指定を受

け、不適正処分の産廃除去を行う都道府県等への資金出えん等の協力の実施。

指定に伴い、適正処理推進基金の設置、運営協議会の設置、適正処理推進部の設置等を行う。

・ 法施行前の不法投棄原状回復支援事業

平成10年度補正予算による国の補助金を受け、6県10案件に対し、12億3千万円の補助を行う。

5 収支決算

収支決算については、事業報告に沿った各事業に係る決算報告および監査報告がなされ承認された。

6 平成11年度産廃適正処理推進事業

上記事業の収支予算につき説明があり、一部意見が出されたあと、承認された。

7 役員等の変更

・ 監事

新 庄山 悅彦
（株）日立製作所社長
旧 佐藤 文夫
（株）東芝会長

・ 評議員

新 安楽 進
東京都清掃局長
旧 福永 正通
前東京都清掃局長
新 宮副 信孝
石油連盟常務理事

旧 能登 勇

前石油連盟専務理事

・ 適正処理推進センター運営協議会委員

新 濱田 智生

三重県環境部長

旧 辻川 照之

三重県環境部理事

以上、議案につき承認されたのち、報告事項として、財団設立以降の債務保証案件につき詳細な説明と、産廃の不法投棄に対する原状回復につき財団が全国34都府県市でヒヤリングを行った結果につき、報告がなされた。

なお、理事会に先立ち、第19回評議員会が6月21日に開かれ、前述の各議案について審議、承認された。

第2回適正処理推進センター運営協議会開催

適正処理推進センター

原状回復制度適用へ初承認

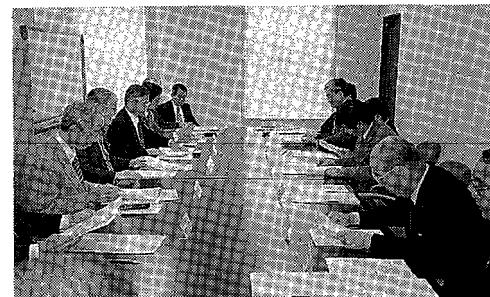
平成11年7月6日、第2回適正処理推進センター運営協議会が開催された。当センター運営協議会は、改正廃棄物処理法に基づき、原状回復を行う都道府県等への協力をうながす唯一の機関として（財）産業廃棄物処理事業振興財団が、平成10年7月に指定を受けたことから、同年9月に指定業務の円滑な運営を図るために弁護士橋元四郎平氏を委員長に産業界、廃棄物処理業界、行政、学識者12名で構成される運営協議会として発足した。

第1回の会議では、都道府県へのセンターとしての協力方針を決めるなど体制づくりを中心に審議され、今度第2回の運営協議

会が開催された。

議事は、10、11年度基金の状況並びに原状回復事業に係る都道府県等ヒヤリング結果などの報告及び原状回復制度がスタートしてから初の適用審査となる、兵庫県篠山市での硫酸ピッチ不法投棄案件審査等について活発な審議がなされた。

このうち原状回復制度適用の可否を決める篠山市の硫酸ピッチ不法投棄案件については、制度発足後、初の審査でもあることから、各委員からは、廃棄物の種類、原因者に対する行政措置状況、原因者による費用負担の可能性、適用対象としての妥



運営協議会で審議

当性並びに代執行者となる県の撤去計画、費用積算等の事務処理面を中心に、慎重かつ幅広い視点からの審議がなされた。結果として、特に異議もなく当該案件の制度適用は了承され、会議を終了した。

PCB処理に関する講演会開催へ

財団情報コーナー

国において昨年、廃棄物処理法のPCB処理基準が改正され、液状PCBを化学的に分解する方法の技術基準やトランス等容器の洗浄基準等が制定されました。

これら新基準の手引きとなる図書の発行を契機とし、新技術によるPCB処理について解説し、PCB問題に理解を深めていただきため講演会を開催します。

日時 〔大阪会場〕
会場 平成11年9月9日（木）
午後1：20～5：00
「大阪国際交流センター」
大阪市天王寺区上本町
8-2-6
〔東京会場〕
平成11年9月21日（火）
午後1：20～5：00

「砂防会館」
東京都千代田区平河町
2-7-5
後援 厚生省、環境庁、通商産業省、(社)経済団体連合会
協賛 (財)日本環境衛生センター、(社)産業環境管理協会
協力 (株)日報、(株)環境新聞社、(株)環境産業新聞社

●参加申込について●

参加対象者：団体・企業、地方公共団体、その他関係者

定 員：大阪・東京会場 各300名（申込先着順）

参 加 費：7,000円（教材図書を含む）

参加費は、講演会当日、大阪会場、東京会場にて受け付けます。

申込先：〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-8-13
太陽堀留ビル5階

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

TEL 03-3639-9040 FAX 03-3639-9038

待望の発刊！！

我が国初のPCB処理技術集

『PCB処理技術ガイドブック』

第1章 PCB問題の経緯

1.1 PCB問題の経緯

1.2 PCBの管理

1.3 PCBの処理

1.4 PCB廃棄物

1.5 引用文献

第2章 廃PCB等の処理技術とその施設

2.1 焼却技術とその施設

2.2 脱塩素化分解技術とその施設

2.3 超臨界水酸化分解技術とその施設

第3章 PCB汚染物の処理技術とその施設

3.1 焼却技術とその施設

3.2 溶剤洗浄技術とその施設

第4章 PCBの分析

4.1 PCBの分析技術

4.2 分析方法

4.3 引用文献

● 資料編

● PCB処理技術調査検討委員会

委員名簿

編集／財団法人 廃棄物処理事業振興財団

発行／株式会社 ぎょうせい

B5判・定価 3,150円

本体 3,000円+税

送料 380円

申込み 株式会社 ぎょうせい

〒167-8088

東京都杉並区荻窪4-30-16

TEL (03) 5349-6654

FAX (03) 5349-6677

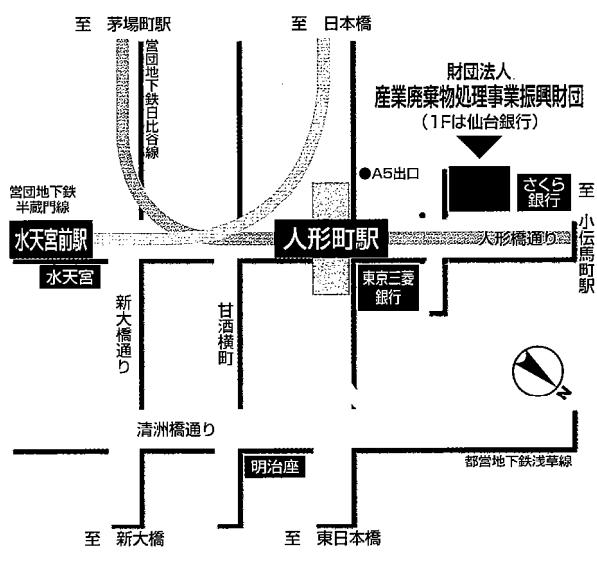
「特定施設整備」の情報交換会議

— 11月11・12日福島県いわき市で開催 —

会場 福島県いわき市スパリゾートハワイアンズ

申込 財団事務局にて受付

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団



宮司目比谷線「都営地下鉄人形町駅」下車、徒歩3分
財団(太陽堀留ビル)への最寄り出口は「A5」
宮司半蔵門線「水天宮前駅」下車、徒歩6分

「産廃振興財団ニュース」

1999. 9

Vol.7
NO.17

発行日 平成11年9月1日

発行人 太田文雄

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1丁目8番13号

(太陽堀留ビル5F)

TEL (03)3639-9040 FAX (03)3639-9038